

国分寺市生産緑地地区指定基準 一部改正をしました！



指定できる対象農地が拡大！

国分寺市では、緑地機能に優れた農地等の計画的な保全による良好な都市環境の形成と、営農環境を整えることによる都市農地の振興を目的に、平成14年11月1日に制定した国分寺市生産緑地地区指定基準の一部を、平成27年12月25日に改正しました（施行は平成28年3月1日）。

▶ 改正概要

これまで現況が農地であっても、農地法による転用の届出が行われているものは指定できませんでしたが、下記のように一定条件（○の3カ所すべて）に当てはまるものは、生産緑地地区の指定が可能となります。

改正前（概要）

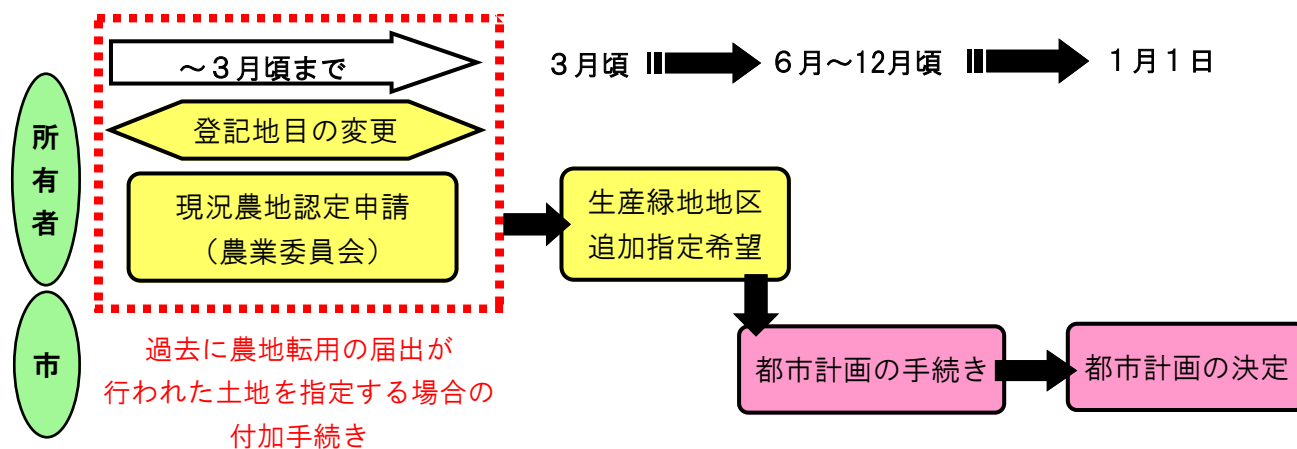
現況農地であっても、農地転用の届出が行われているものは指定できない。

改正後（概要）

農地法による転用の届出が行われているものでも、下記の条件をすべて満たすものは指定ができる。

- 登記地目及び現況が農地
- 農業委員会において現況農地である旨の認定を受けたもの
- 特に市長が認めた場合（詳細は裏面を参照）

▶ 追加指定の手続きの概要について



国分寺市では、都市計画法および生産緑地法に基づき生産緑地地区の指定を行っています。追加指定の手続きや基準の改正内容等に関する詳細は、国分寺市まちづくり計画課にてご確認ください。

<お問い合わせ>

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課
市役所第2庁舎2階

TEL 042-325-0111（代）（内線 454）
E-Mail machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

「特に市長が認めた場合」とは…

農地法による転用の届出が行われているものを指定するときの条件で「特に市長が認めた場合」とは、以下の要件すべてに該当する場合のことをいいます。

①農業従事者に関すること

- 営農が可能な健康状態の方
- 指定時点で60歳未満の方
(指定時点で60歳以上の方は、60歳未満の後継者の確認が必要になります)

②農地等に関すること

- 農業委員会において「生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明」を受けた農地等
- 同一の方が、指定時点で5年以上継続して営農している農地等

※「指定時点」とは、都市計画変更の告示日（例年1月1日）です。

※「後継者」とは、農地法第2条第2項に規定される「世帯員等」に限らず、その農地について営農の意欲がある方であれば、どなたでも後継者になれます。

その他、農地法による転用の届出が行われている農地等を指定する場合には、以下の点にご留意ください。

- 指定を希望する農地等の所有者につき1回までとなります。（共有名義の場合は、代表者の方を決めていただきます）
- 指定後、当該地の買取り申出を行う場合は、原則として1回までとなります。